



2011年1月14日 — お知らせ

2011年 DGR 第52版

副次的な方法を用いて内装容器を閉じることについてのガイダンス

IATA 危険物規則書の 5.0.2.7.2 は ICAO 技術指針 Part 4, 1.1.4.1 に基づいて書かれている。新しく挿入されたこのパラグラフは、容器を閉じるに当たり副次的な方法を用いる必要性は液体を収納した内装容器のみの閉じ方について記したものである。

ICAO の危険物パネルが 2010 年 11 月 7 日から 11 日にアブダビで開催された ICAO 危険物パネル・ワーキング・グループ全体会議 (Dangerous Goods Panel Working Group of the Whole – DGP-WG/10) の席上、前述の意図を確認した。これを受けて、技術指針の現行の文章を修正することが同意された。しかしながら、技術指針に挿入される修正文は、正式には技術指針の次年度版の 2013-2014 年版になる。

ICAO から近々、容器の閉じ方についての副次的方法についての解釈が発表されると思う。

このガイダンス資料は、IATA 危険物規則書の 5.0.2.7.2 項は、内装容器の閉じ方のみについて触れている事をお知らせするのが目的である。

ICAO の正式な変更を見た後の IATA DGR 5.0.2.7.2 は下掲のとおり読み替えることになる。

5.0.2.7.2

更に追加して、液体を収納している内装容器については、閉鎖口はしっかりと確実に、強く、効果的に副次の方法を用いて閉じられていなければならない。そのような方法の例として、粘着テープ、摩擦スリーブ、溶接もしくは半田付け、ワイヤなどで締め付ける方法、ロッキング・リング、誘導加熱の封印、子供を対象とした閉鎖具などがある。閉鎖具は、不正確または不完全に閉まるような構造になっていてはならない。液体を収納している内装容器に副次的な閉鎖の方法が加えられない時は、その内装容器は確実に閉鎖し、防漏型の内張りに収納してから外装容器に入れるようにしなければならない。

訳者注: 修正箇所は網掛けと下線が施してある。

以上